

鶴岡市農業委員会第33回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年8月12日(水) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 五十嵐 覚 2番 坂東 陽水 3番 太田 裕徳 4番 土岐 善久 5番 重松 美鈴 7番 石塚 治己 8番 木村 充 9番 大池 典子 10番 鈴木 裕
出 席 推進委員	1番 小南 美弥子 2番 佐藤 康弘 3番 原田 政幸 5番 阿部 隆 7番 吉住 喜之 8番 長谷川 浩之 9番 菊地 勝三 10番 阿部 元成 11番 佐藤 克久 12番 本間 誠 13番 荻原 優太 14番 五十嵐一浩 15番 佐藤 宣夫 16番 榎本 梅藏
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	6番 今野 喜好 農業委員 4番 小林 真 推進委員 6番 榎本 新悦 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 野口 みゆき 主査 黒井 布美 主査 渡部 宏一 専門員 伊藤 豊 専門員 石塚 亮 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後1:30
議 長	本日の欠席届は6番 今野喜好 委員、4番 小林真 推進委員、6番 榎本新悦 推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第33回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会 総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思います すが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。2番 坂東 陽水 委員、3番 太田 裕徳 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 許可を要しない農地の転用について 報告第6号 農地法第4条の規定による届出申請について 報告第7号 農地法第5条の規定による届出申請について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》 (説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》 (説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》 (説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》 (説 明) 《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》 (説 明) 《報告第6号 農地法第4条の規定による届出申請について》 (説 明) 《報告第7号 農地法第5条の規定による届出申請について》</p>
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 10番阿部推進委員。
10番 推 進 委 員	<p>10番推進委員阿部です。去る8月4日事務局佐藤さんと私の二人で現地調査に行ってきました。 鶴14、下川の七窪ということで砂丘地にある畑であり適切に管理されており、なんの問題もなしと判断しました。</p>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	(説明)《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について》
議長	4条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 10番阿部推進委員。
10番 推進委員	10番推進委員阿部です。こちら8月4日事務局佐藤さんと二人で現地へ赴きました。 鶴2布目の件ですが、申請人の農地であり適切に管理されておりなんの問題もなしと判断しました。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案2号 農地法第4条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	5条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 10番阿部推進委員。
10番 推進委員	10番推進委員阿部です。 鶴5、日栄産業有限会社の件ですが、現地で見えた結果、すでに碎石が敷いてありましたがカボチャも同時に栽培されておりましたので農地としての体裁はとられておるものとして判断しました。 鶴6、■■■さんの住宅建設の件ですが、こちらは■■■さんの母屋の隣地に、受人というのがお孫さんということで、孫のために土地を譲渡し住宅の建設を図るということです。付近を見回した結果、なんの問題もなしと判断しました。 鶴7、中野京田のこの不整形の件ですが、すでに■■■さんの母屋がこの脇にあり残ったこの不整形な三角形を家庭菜園として利用するというので、農地として適切に管理されておりましたのでなんの問題もなしと判断しました。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 8番木村委員。
8番委員	8番木村です。休憩をお願いします。
議長	暫時休憩に入ります。
	(休 憩 13:50~13:55)
議長	休憩を解きます。 審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第33回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後2:00
	議 長 _____ 鈴木 裕 _____ 議 事 録 署名委員 _____ 坂 東 陽 水 _____ 議 事 録 署名委員 _____ 太 田 裕 徳 _____